

薬生水発 0125 第 1 号
令和 3 年 1 月 25 日

各都道府県水道行政主管部（局）長
各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施及び水道利用者への周知等について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和 3 年 1 月 22 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「緊急事態宣言を踏まえた経済支援策の全体像」がとりまとめられ、生活困窮者等への支援策として「公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底」を図ることとされました。

水道料金につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け薬生水発 0318 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）及び「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の留意事項について」（令和 2 年 5 月 14 日付け薬生水発 0514 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者を対象として、水道料金の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討いただくよう、従前より要請してきたところです。

各水道事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続いている現在の状況を踏まえ、引き続き、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者を対象として、地域の実情に応じ、水道料金の支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について検討いただきますようお願いいたします。

あわせて、支払猶予等の利用について、一時的に水道料金の支払に困難を来している水道利用者に、支払猶予等の利用に必要な情報が確実に届くよう、水道利用者への周知徹底をお願いいたします。

また、「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）等に基づき、引き続き、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に努めていただくとともに、特に給水停止にあたっては、利用者の状況を踏まえたより丁寧で慎重な対応をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対し

て、本件を周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。